

岐阜県公報

号 外 (一) 令 和 七 年 四 月 四 日

目 次

公安委員会規則

○岐阜県道路交通法施行規則の一部を改正する規則

(交通規制課)

ページ
一

公安委員会規則

岐阜県道路交通法施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年四月四日

岐阜県公安委員会

委員長 林 正 子

岐阜県公安委員会規則第十一号

岐阜県道路交通法施行規則の一部を改正する規則

岐阜県道路交通法施行規則（昭和三十五年岐阜県公安委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

別表第三東海環状自動車道の項中「山県市大字西深瀬字宮前一四三四番三地先 山県インターチェンジ」を「本県市三橋字三本木二五番一八地先 本県インターチェンジ」に改める。

附 則

この規則は、令和七年四月六日から施行する。

令和七年四月四日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三丁
岐阜文芸社